

令和4年4月1日

一般事業主行動計画

シーエヌ建設株式会社

近年当社では、女性社員の管理職登用、女性の育児休職制度の100%取得達成など、女性がより一層職場で活躍できるように努めて参りました。

今後は仕事と育児を両立しながら働き続けることができるよう、下記の通り行動計画を策定しましたのでお知らせします。

また併せて、次世代法に基づく行動計画についても、下記の通りお知らせします。

記

【女性活躍推進法に基づく行動計画】

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間
2. 目標・取組内容
 - ・係長級にある者に占める女性労働者の割合増を目指すこと。
 - ・有給休暇取得率70%以上を目標とし、年休遡通日を設定する。
3. 実施時期 令和4年4月～

【次世代法に基づく行動計画】

1. 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間
2. 目標・取組内容
 - ・小学4年生の始期に達するまでの子を養育する社員に対して、育児短時間勤務の周知を図る。
3. 実施時期 令和2年4月～